第3号議案 定款変更の件

変更理由

特定非営利活動促進法の平成28年改正により貸借対照表の公告が義務化され、その施行日を平成30年10月1日とする政令が公布されたので変更が必要となったため。

変更後	変更前
(公告) 第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に 掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第28条の2項第1項に規定する貸借 対照表の公告については、この法人のホーム ページに掲載して行う。	(公告) 第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に 掲示するとともに、官報に掲載して行う。